

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の見直しについて(その2))

2023年1月5日
在ギリシャ日本国大使館

日本政府は、12月30日以降、中国(香港・マカオを除く)から日本へ入国する方に対して臨時的な水際措置を実施していますが、1月4日に当該措置の一部見直し公表されました。以下の措置は1月8日(日)午前0時(日本時間)から適用されます。

1 出国前陰性証明書の提示

1月8日から、中国(香港・マカオ除く)からの直行便で日本に入国される方は、ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、出国前72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書の提示が必要となります。

2 入国時の検査方法の変更

先月30日から以下の方を対象に日本入国時に新型コロナウイルスの検査(抗原定性検査キットによる検査)が実施されていますが、1月8日から、より精度が高いとされる抗原定量検査又はPCR検査に検査方法が切り替えられます。

- 直近7日以内に中国(香港・マカオを除く)に渡航歴のある方
- 中国(香港・マカオを除く)からの直行便で入国される方

※入国時検査で陽性だった場合は、検疫所が指定する宿泊施設で原則7日間の療養が求められます。

※ギリシャ等から中国(香港・マカオを除く)経由で日本へ渡航する場合で、トランジット時に中国に入国しない場合でも、中国(香港・マカオを除く)ー日本間の直行便で日本へ入国される場合は、上記1、2の措置の対象になりますので、ご注意ください。

3 本件詳細につきましては、以下のホームページをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ

○令和5年1月8日以降、中国(香港・マカオを除く)から入国される方へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001032921.pdf>

○日本の水際対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

■外務省ホームページ

○【広域情報】中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の見直し(その2)(2023年1月8日以降適用)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C001.html

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp